

長崎県警察関係手数料条例

(手数料の徴収)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、県警察に関する事務で特定の者のためにするものについては、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の種別及び金額)

第2条 前条の規定による手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

に関する事務 別表第1

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に関する事務 別表第2

(3) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)に関する事務 別表第3

(4) 警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務 別表第4

(5) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に関する事務 別表第5

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)に関する事務 別表第6

(7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に関する事務 別表第7

(8) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に関する事務 別表第8

(9) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に関する事務 別表第9

(10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に関する事務 別表第10

(11) その他の事務 別表第11

(指定機関に納める手数料)

第3条 公安委員会が別表第12の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる指定機関に行わせることとした場合は、当該事務について前条に規定する金額の手数を当該指定機関に納めるものとする。

2 前項の規定により指定機関に納められた手数料は、当該指定機関の収入とする。

(国と地方公共団体に対する手数料)

第4条 手数料は、原則として国又は地方公共団体に対しては、これを徴収しない。

ただし、知事において財政上等の見地から徴収することを適当と認めたものについては、この限りでない。

2 前項ただし書により徴収する手数料について知事がこれを定めたときは、告示しなければならない。

(手数料の不還付)

第5条 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第6条 知事は、貧困その他特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

(罰則)

第7条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に質屋営業に係る許可等の申請をしている者に係る手数料の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(長崎県古物営業許可手数料に関する条例の廃止)

3 長崎県古物営業許可手数料に関する条例(平成7年長崎県条例第46号)は、廃止する。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年長崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附 則(平成13年条例第32号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。ただし、別表第8の改正規定中10の項から13の項までに係る部分は、平成14年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年条例第50号)

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律(平成14年法律第115号)の施行の日から施行する。

附 則(平成15年条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第47号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第96号）

この条例は、平成17年11月21日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第44号）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例（別表第1の22の項の規定に限る。）は、施行日から起算して3月を経過した日に、その効力を失う。

附 則（平成19年条例第43号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。ただし、別表第8の改正規定（別表第8を別表第9とする部分を除く。）は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年条例第61号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成20年1月4日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第9の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第9の2の項の規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行の日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の条例別表第9の10、11及び17の項の規定は、施行日以後にされる申請に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第9の改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例別表第9の12、22及び23の項、別表第11の1の項及び別表第12の2の項の規定は、この条例の施行日以後にされる申請に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第61号）

（施行期日）

1 この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）附則第1条本文の規定による施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行日

以後にされる申請に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第9の7の項及び8の項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第9の4の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第9の規定（別表第9の23の項(14)を除く。） 平成27年4月1日

(2) 別表第9の23の項(14)の規定 平成27年6月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第61号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、別表第1に24の項を加える改正規定並びに同表備考に第5項及び第6項を加える改正規定は、同法の公布の日から起算して9月を

超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成28年条例第60号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第2条第2号の規定による限定が解除された者を除く。）に対する新条例別表第9の適用については、同表17の項金額の欄中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「改正法による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表23の項金額の欄中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

(1) 改正法附則第2条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法第84条第3項の普通自動車免許を受けている者

(2) 改正法附則第5条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

4 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた講習（改正法による改正後の道路交通法第101条の4第1項の規定により行われる講習をいう。）の手数料については、新条例別表第9の23の項(12)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、施行日以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第60号）

この条例は、平成30年12月3日から施行する。

附 則（令和元年条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、施行日以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料について

は、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、条例の施行日以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年3月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行日以後にされる申請に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第9及び別表第12の改正規定は、令和4年5月13日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月7日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区 分	単 位	金 額
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（以下この表において「許可」という。）の申請に対する審査	風俗営業許可申請手数料	(1) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第8条に規定する営業についての許可の申請であつて、営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。 ア 3月以内の期間を限って営む営業 イ その他の営業	1件	15,000円
				同	25,000円
			(2) ぱちんこ屋又は政令第8条に規定する営業についての許可の申請であつて、営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。	1台	(1) ア又はイに定める額に、2,800円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ10の項の(3)に定める額から8,000円を減じた額）を加算した額
		(3) ぱちんこ屋及び政令第8条に規定する営業以外の風俗営業についての許可の申請 ア 3月以内の期間を限って営む営業 イ その他の営業	1件 同	14,000円 24,000円	
2	法第5条第4項の規定に基づく風俗営業許可証の再交付	風俗営業許可証再交付手数料		1件	1,200円
3	法第7条第1項の規定に基づく風俗営業の相続に係る承認の申請に対する審査	風俗営業の相続承認申請手数料		1件	9,000円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,800円）

4	法第7条の2第1項の規定に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	風俗営業の法人合併承認申請手数料		1件	12,000円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,800円）
5	法第7条の3第1項の規定に基づく風俗営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	風俗営業の法人分割承認申請手数料		1件	12,000円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,800円）
6	法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	風俗営業に係る構造又は設備の変更承認申請手数料		1件	9,900円
7	法第9条第4項の規定に基づく風俗営業許可証の書換え	風俗営業許可証書換え手数料		1件	1,500円
8	法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査	特例風俗営業者認定申請手数料		1件	13,000円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、1万円）
9	法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付	特例風俗営業者認定証再交付手数料		1件	1,200円
10	法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定（以下「認定」という。）の申請に対する審査	遊技機の認定申請手数料	(1) 法第20条第5項の指定試験機関（以下この表において「指定試験機関」という。）が行う認定に必要な試験（以下「遊技機試験」という。）を受けた遊技機についての認定	1件	2,200円
			(2) 法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）についての認定	1件	4,340円
			(3) (1)又は(2)の遊技機以外の遊技機についての認定 ア ぱちんこ遊技機 イ 入賞を容易にするための装置であつて国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作		

			(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの ウ アレンジボール遊技機	同	479,000円
			(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	1,148,000円
			(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの エ じゃん球遊技機	同	482,000円
			(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	1,147,000円
			(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	同	481,000円
12	法第20条第5項の規定に基づく遊技機試験の実施	遊技機試験手数料	(1) ぱちんこ遊技機についての遊技機試験 ア 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの イ 特定装置が設けられているもの (アに掲げるものを除く。) (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1件 同 同 同 同	43,300円 23,100円 36,300円 23,000円 21,000円
			(2) 回胴式遊技機についての遊技機試験 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	1件 同	68,300円 30,300円
			(3) アレンジボール遊技機についての遊技機試験 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	1件 同	42,300円 26,300円
			(4) じゃん球遊技機についての遊技機試験 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	1件 同	42,300円 26,300円
			(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機についての遊技機試験 ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	1件 同	36,300円 19,100円
13	法第20条第5項の規定に基づく型式試験の実施	遊技機の型式試験手数料	(1) ぱちんこ遊技機の型式についての型式試験 ア 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) (ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの イ 特定装置が設けられているもの (アに掲げるものを除く。)	1件 同	1,442,000円 445,000円

			(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの	同	1,135,000円
			(イ) (7)に掲げるもの以外のもの	同	445,000円
			ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	同	345,000円
			(2) 回胴式遊技機の型式についての型式試験		
			ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件	1,628,000円
			イ アに掲げるもの以外のもの	同	486,000円
			(3) アレンジボール遊技機の型式についての型式試験		
			ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件	1,155,000円
			イ アに掲げるもの以外のもの	同	489,000円
			(4) じゃん球遊技機の型式についての型式試験		
			ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1件	1,154,000円
			イ アに掲げるもの以外のもの	同	488,000円
14	法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更の承認の申請に対する審査	遊技機の変更承認申請手数料	(1) 申請に係る遊技機に未認定遊技機がない場合	1件	2,400円
			(2) 申請に係る遊技機に未認定遊技機がある場合	1件	5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ10の項の(3)に定める額から8,000円を減じた額）を加算した額
15	法第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習の実施	風俗営業の管理者講習手数料		1人	講習1時間について650円
16	法第27条第4項の規定に基づく店舗型性風俗特殊営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	店舗型性風俗特殊営業の届出確認書交付手数料		1件	11,900円
17	法第31条の12第2項において準用する法第27条第4項の規定に基づく店舗型電話異性紹介営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	店舗型電話異性紹介営業の届出確認書交付手数料		1件	11,900円
18	法第31条の2第4項の規定に基づく無店舗型性風俗特殊営業の届出書の提出があ	無店舗型性風俗特殊営業の届出確認書交付手数料	(1) 法第2条第7項第1号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの	1件	3,400円と8,500円に受付所の数を乗じた額との合計額

	った旨を記載した書面の交付		(2) 法第2条第7項の営業を営もうとする者（(1)に掲げるものを除く。）	1件	3,400円
19	法第31条の7第2項において準用する法第31条の2第4項の規定に基づく映像送信型性風俗特殊営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	映像送信型性風俗特殊営業の届出確認書交付手数料		1件	3,400円
20	法第31条の17第2項において準用する法第31条の2第4項の規定に基づく無店舗型電話異性紹介営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書交付手数料		1件	3,400円
21	法第27条第4項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第27条第2項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第2項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	性風俗関連特殊営業の届出事項の変更届出書の提出があった旨を記載した書面の交付手数料	(1) 法第2条第7項第1号の営業を営んでいる者で当該営業につき受付所を新設しようとするもの	1件	1,900円と8,500円に受付所の数を乗じた額との合計額
			(2) (1)に掲げる者以外のもの	1件	1,500円
22	法第27条第4項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付	性風俗関連特殊営業の届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付手数料		1件	1,200円
23	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者に対する当該届出があった旨を記載した書面の交付	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条の規定により性風俗関連特殊営業の届出書を提出したものとみなされる者に対する届出確認書交付手数料		1件	3,400円
24	法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	(1) 3月以内の期間を限って営む営業	1件	14,000円

	可(以下この表において「特定遊興飲食店営業許可」という。)の申請に対する審査		(2) その他の営業	1件	24,000円
25	法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定に基づく特定遊興飲食店営業許可証の再交付	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料		1件	1,100円
26	法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業の相続承認申請手数料		1件	8,700円(当該申請を行う者が本県において同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,800円)
27	法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業の法人合併承認申請手数料		1件	12,000円(当該申請を行う者が本県において同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)
28	法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業の法人分割承認申請手数料		1件	12,000円(当該申請を行う者が本県において同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)
29	法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業に係る構造又は設備の変更承認申請手数料		1件	9,900円
30	法第31条の23において準用する法第9条第4項の規定に基づく特定遊興飲食店営業許可証の書換え	特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料		1件	1,400円
31	法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申	特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料		1件	13,000円(当該申請を行う者が本県において同時に他の法第31条の23において準用する法

	請に対する審査				第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあっては、10,000円)
32	法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付	特例特定遊興飲食店営業者 認定証再交付手数料		1件	1,100円
33	法第31条の23において準用する法第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習の実施	特定遊興飲食店営業の管理者講習手数料		1人	講習1時間について 650円
備考					
<p>1 1の項において、許可を受けようとする者が本県において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る風俗営業許可申請手数料は、それぞれ同項に定める額から8,600円を減じた額とする。</p> <p>2 1の項において、法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における風俗営業許可申請手数料は、それぞれ1の項に定める額に6,800円を加算した額とする。</p> <p>3 10の項において、認定を受けようとする者が本県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機の認定申請手数料は、同項の金額の欄の規定にかかわらず、(1)の場合にあっては0円とし、(2)の場合にあっては40円とし、(3)の場合にあってはそれぞれ同項の(3)に定める額から8,000円を減じた額とする。</p> <p>4 12の項において、遊技機試験を受けようとする者が本県において同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機試験手数料は、それぞれ同項に定める額から14,300円を減じた額とする。</p> <p>5 24の項において、特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が本県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料は、それぞれ同項に定める額から8,700円を減じた額とする。</p> <p>6 24の項において、法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における特定遊興飲食店営業許可申請手数料は、それぞれ24の項に定める額に6,800円を加算した額とする。</p>					

別表第2 古物営業法関係手数料表(第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	古物営業法(以下この表において「法」という。)第3条の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査	古物営業許可申請手数料		1件	19,000円
2	法第5条第4項の規定に基づく古物営業許可証の再交付	古物営業許可証再交付手数料		1件	1,300円
3	法第7条第4項の規定に基づく古物営業許可証の書換え	古物営業許可証書換え手数料		1件	1,500円
4	法第21条の5第1項及び第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査	古物競りあっせん業の認定申請手数料		1件	17,000円

別表第3 質屋営業法関係手数料表(第2条関係)

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	質屋営業法（以下この表において「法」という。）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査	質屋営業許可申請手数料		1件	22,000円
2	法第4条第1項の規定に基づく営業所の移転の許可の申請に対する審査	営業所移転許可申請手数料		1件	12,000円
3	法第4条第1項の規定に基づく管理者の新設又は変更の許可の申請に対する審査	管理者の新設又は変更の許可申請手数料		1件	5,700円
4	法第8条第2項の規定に基づく法第4条第2項の規定による届出に係る質屋営業許可証の書換え	質屋営業許可証書換え手数料		1件	1,500円
5	法第8条第4項の規定に基づく質屋営業許可証の再交付	質屋営業許可証再交付手数料		1件	1,300円

別表第4 警備業法関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	警備業法（以下この表において「法」という。）第4条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	警備業認定申請手数料		1件	23,000円
2	法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新申請手数料		1件	23,000円
3	法第22条第2項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査	警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料		1件	9,800円
4	法第22条第2項第1号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習の実施	警備員指導教育責任者講習手数料		1人	講習1時間につき 1,200円
5	法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料		1件	1,800円
6	法第22条第6項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付	警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料		1件	1,800円
7	法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習の実施	現任警備員指導教育責任者講習手数料		1人	5,000円

8	法第23条第1項の規定に基づく警備員等の検定（以下「検定」という。）の実施	警備員等の検定手数料	ア 警備業務の種別（法第18条に規定する種別をいう。以下同じ。）のうち、法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係るものに係る検定	1件	16,000円
			イ 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。）	1件	14,000円
			ウ 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（イに掲げるものを除く。）	1件	13,000円
			エ 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第3号に掲げる警備業務に係るものに係る検定	1件	16,000円
9	法第23条第4項の規定に基づく合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付に対する審査	合格証明書交付申請手数料		1件	10,000円
10	法第23条第5項において準用する法第22条第5項の規定に基づく合格証明書の書換え	合格証明書書換え手数料		1件	2,200円
11	法第23条第5項において準用する法第22条第6項の規定に基づく合格証明書の再交付	合格証明書再交付手数料		1件	2,000円
12	法第42条第2項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付の申請に対する審査	機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料		1件	9,800円
13	法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習の実施	機械警備業務管理者講習手数料		1人	39,000円
14	法第42条第3項において準用する法第22条第5項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料		1件	1,800円
15	法第42条第3項において準用する法第22条第6項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付	機械警備業務管理者資格者証再交付手数料		1件	1,800円
16	警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく審査	旧検定合格者に対する審査手数料		1件	4,700円

別表第5 火薬類取締法関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区 分	単 位	金 額
1	火薬類取締法（以下この表において「法」という。）第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査（法第50条の2第1項の規定により公安委員会の権限に属するものに限る。）	猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料		1件	1,200円
2	法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査（法第50条の2第1項の規定により公安委員会の権限に属するものに限る。）	猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料	(1) 火工品のみの譲受けの場合	1件	2,400円
			(2) (1)以外の場合 ア 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合	1件	3,500円
			イ ア以外の場合	同	6,900円
3	法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	火薬類運搬証明書交付手数料		1件	2,100円
4	法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査（法第50条の2第1項の規定により公安委員会の権限に属するものに限る。）	猟銃用火薬類等輸入許可申請手数料	(1) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合	1件	12,000円
			(2) (1)以外の場合	1件	25,000円

別表第6 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区 分	単 位	金 額
1	銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	(1) 法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査	1件	6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）
			(2) 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	1件	6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）

			(3) (1)及び(2)以外の者	1件	10,500円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、6,700円）
2	法第4条の3第1項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査の実施	認知機能検査手数料		1件	650円
3	法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	猟銃等講習会手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会	1人	3,000円
			(2) その他の者に対する講習会	1人	6,900円
4	法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウ講習会手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会	1人	3,000円
			(2) (1)以外の者	1人	6,900円
5	法第5条の4第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施	技能検定手数料		1件	22,000円
6	法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	技能講習手数料		1人	14,000円
7	法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持許可の申請に対する審査	国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料		1件	3,900円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800円）
8	法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	許可証の書換え手数料		1件	1,600円
9	法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	許可証の再交付手数料		1件	1,900円
10	法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料	(1) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持許可の更新の申請に係る審査	1件	7,200円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づ

	<p>の所持の許可の更新の申請に対する審査</p>		<p>く猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p>
	<p>(2) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>1件</p>	<p>7,200円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p>
	<p>(3) 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>1件</p>	<p>6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規</p>

					定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)
			(4) 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査	1件	6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)
11	法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査	射撃教習資格認定申請手数料		1件	8,900円
12	法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	射撃練習資格認定申請手数料		1件	8,900円
13	法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査	年少射撃資格認定申請手数料		1件	9,600円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,900円)
14	法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証の書換え手数料		1件	1,800円
15	法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証の再交付手数料		1件	1,900円

16	法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格認定のための講習会手数料		1人	9,800円
17	法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料		1件	9,300円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円）

別表第7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この表において「法」という。）第59条第5項の規定に基づく運搬証明書の交付	運搬証明書交付手数料		1件	15,000円
2	法第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え	運搬証明書書換え手数料		1件	5,400円
3	法第59条第10項の規定に基づく運搬証明書の再交付	運搬証明書再交付手数料		1件	2,200円

別表第8 道路交通法関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	道路交通法（以下この表において「法」という。）第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務	登録申請手数料		1件	23,000円
		登録更新申請手数料		1件	23,000円
2	法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員に関する事務	駐車監視員資格者証交付申請手数料		1件	9,900円
		駐車監視員資格者講習手数料		1件	20,000円
		駐車監視員資格者認定申請手数料		1件	4,500円
		駐車監視員資格者証書換え交付手数料		1件	2,100円
		駐車監視員資格者証再交付手数料		1件	1,800円
3	法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許	特定自動運行許可手数料			79,200円

	可に関する事務				
4	法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に関する事務	特定自動運行計画変更許可手数料			78,500円
5	法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査	道路使用許可申請手数料		1件	2,400円
6	法第78条第5項の規定に基づく道路使用許可証の再交付	道路使用許可証再交付手数料		1件	600円
7	法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験		
			ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件	1,550円
			イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。）	同	1,900円
ウ 法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。）	同	800円			
エ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	4,100円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）			
			(2) 普通自動車免許に係る試験		
			ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件	1,750円
			イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。）	同	1,900円
ウ 法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。）	同	800円			
エ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	2,550円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円）			
			(3) 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をい		

			う。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験		
			ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件	1,750円
			イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(ウに掲げる場合を除く。)	同	1,900円
			ウ 法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合(公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限り。)	同	800円
			エ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	2,600円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,050円)
			(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験		
			ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合(イに掲げる場合を除く。)	1件	1,900円
			イ 法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合(公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限り。)	同	800円
			ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	1,500円
			(5) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験		
			ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件	1,700円
			イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(ウに掲げる場合を除く。)	同	1,900円
			ウ 法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合(公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限り。)	同	800円
			エ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	4,800円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円)
			(6) 仮運転免許に係る試験		

			ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件	1,700円
			イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	同	1,550円
			ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	2,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円）
8	法第89条第3項の規定に基づく検査の実施	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件	3,900円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,400円）
			(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件	3,750円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）
9	法第91条又は法第91条の2第2項の規定に基づく自動車等の種類の限定解除の審査	審査手数料		1件	1,400円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円）
10	法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付	運転免許証交付手数料	(1) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証（(2)に掲げる場合を除く。）	1件	2,050円（法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
			(2) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証（法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。））	1件	1,700円（法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
			(3) 仮運転免許に係る免許証	1件	1,150円
11	法第94条第2項の規定に基づく運転免許証の再交付	運転免許証再交付手数料	(1) 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1件	2,250円

			(2) 仮運転免許に係る免許証	1件	1,150円
12	法第97条の2第3号イ若しくは同号ロ、法第101条の4第2項又は法第101条の7第3項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査手数料		1件	1,050円
13	法第97条の2第3号イ若しくは同号ハ又は法第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査手数料		1件	3,550円
14	法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	技能検定員資格者証交付手数料		1件	1,150円
15	法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員の審査	技能検定員審査手数料	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあつては、1件につき2万3,400円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を2万3,400円から減じた額とする。</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 4,000円</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 6,700円</p> <p>ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか2,350円</p> <p>エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査が免除される場合 2,500円</p> <p>オ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査が免除される場合 2,500円</p> <p>カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか500円</p> <p>キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 2,350円</p> <p>ク 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 1,800円</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては、1件につき1万9,500円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万9,500円から減じた額とする。</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 3,550円</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 6,100円</p> <p>ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか900円</p> <p>エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査が免除される場合 2,000円</p> <p>オ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査が免除される場合 2,000円</p> <p>カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか300円</p> <p>キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 1,900円</p> <p>ク 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 2,050円</p> <p>(3) 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査にあつては、1件につき1万4,700円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万4,700円から減じた額とする。</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 1,250円</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 2,100円</p> <p>ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか1,100円</p>		

			<p>エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査が免除される場合 2,000円</p> <p>オ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査が免除される場合 2,000円</p> <p>カ エ及びオのいずれも免除される場合 エ及びオの金額のほか300円</p> <p>キ 技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合 2,650円</p> <p>ク 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 2,550円</p>
			<p>(4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するものにあつては、1件につき2万1,500円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を2万1,500円から減じた額とする。</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 4,250円</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合 7,400円</p> <p>ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか2,900円</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合 3,700円</p> <p>オ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査が免除される場合 2,550円</p>
16	法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付	教習指導員資格者証交付手数料	1件 1,150円
17	法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教習指導員の審査	教習指導員審査手数料	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあつては、1件につき1万4,550円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万4,550円から減じた額とする。</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 4,000円</p> <p>イ 技能教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 1,400円</p> <p>ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか2,400円</p> <p>エ 学科教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 1,300円</p> <p>オ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査が免除される場合 1,600円</p> <p>カ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査が免除される場合 1,600円</p> <p>キ オ及びカのいずれも免除される場合 オ及びカの金額のほか150円</p> <p>ク 教習指導員として必要な教育についての知識の審査が免除される場合 1,500円</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査にあつては、1件につき1万1,850円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万1,850円から減じた額とする。</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 3,550円</p> <p>イ 技能教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 1,300円</p> <p>ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか900円</p> <p>エ 学科教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 1,250円</p> <p>オ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査が免除される場合 1,350円</p> <p>カ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査が免除される場合 1,350円</p> <p>キ オ及びカのいずれも免除される場合 オ及びカの金額のほか150円</p> <p>ク 教習指導員として必要な教育についての知識の審査が免除される場合</p>

			1,300円		
			(3) 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査にあつては、1件につき9,650円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を9,650円から減じた額とする。 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 1,250円 イ 技能教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 1,350円 ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか1,100円 エ 学科教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 1,250円 オ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査が免除される場合 1,300円 カ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査が免除される場合 1,300円 キ オ及びカのいずれも免除される場合 オ及びカの金額のほか150円 ク 教習指導員として必要な教育についての知識の審査が免除される場合 1,250円		
			(4) 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するものにあつては、1件につき1万2,450円とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる金額を1万2,450円から減じた額とする。 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合 4,250円 イ 技能教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合 2,050円 ウ ア及びイのいずれも免除される場合 ア及びイの金額のほか2,850円 エ 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行に関する法令についての知識の審査が免除される場合 2,550円		
18	法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験	1件	1,900円（法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,400円）
			(2) 普通自動車免許に係る再試験	1件	1,750円（法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,550円）
			(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1件	1,650円（法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,100円）
			(4) 原動機付自転車免許に係る再試験	1件	1,000円

19	法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証の更新	運転免許証更新手数料	(1) 法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による免許証の更新	1件	2,500円
			(2) 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新	1件	2,550円
20	法第101条の2の2の規定に基づく更新申請の經由手続	更新申請經由手数料		1件	550円
21	法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料		1件	1,100円
22	法第104条の4第7項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料		1件	1,100円
23	法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料		1件	2,350円
24	法第108条の2第1項各号の規定に基づく講習の実施	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1人	講習1時間について750円
			(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1人	講習1時間について2,350円
			(3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1人	講習1時間について1,950円
			(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） ウ 普通自動車免許に係る講習	1人 同 同	講習1時間について4,450円 講習1時間について3,500円 講習1時間について2,800円
			(5) 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 イ 普通自動二輪車免許に係る講習	1人 同	講習1時間について4,150円 講習1時間について4,000円
			(6) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1人	講習1時間について1,500円
			(7) 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1人	講習1時間について3,100円
			(8) 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1人	講習1時間について

げる講習		1,400円
(9) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1人	講習1時間について 750円
(10) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習		
ア 準中型自動車免許に係る講習	1人	講習1時間について 2,150円
イ 普通自動車免許に係る講習	同	講習1時間について 2,050円
ウ 大型自動二輪車免許に係る講習	同	講習1時間について 2,700円
エ 普通自動二輪車免許に係る講習	同	講習1時間について 2,550円
オ 原動機付自転車免許に係る講習	同	講習1時間について 2,450円
(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習		
ア 法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	1人	500円
イ 法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	同	800円
ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	同	1,350円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）で定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円）
(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習		
ア 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者を除く。）に対する講習	1人	6,450円
イ 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	同	2,900円
(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	1人	12,500円（当該講習が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表の第1号に規定する国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円）
(14) 若年運転者講習	1人	講習1時間について

			(15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	1人	2,250円 講習1時間について 2,000円
25	法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	任意講習手数料	(1) 特定任意講習	1人	1,350円
			(2) 特定任意高齢者講習 ア 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者を除く。）に対する講習 イ 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	1人 同	6,450円 2,900円
26	法第108条の3、法第108条の3の2又は法第108条の3の3の規定に基づく講習の通知	通知手数料		1人	900円
備考 1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、1の免許証の再交付とする。					

別表第9 自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条第1項本文の規定に基づく自動車保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書の規定に基づく当該書面に相当する通知の申請に対する審査	自動車保管場所証明申請手数料		1件	2,200円
2	法第4条第1項の規定に基づく自動車保管場所の確保を証する書面の再交付	自動車保管場所証明書再交付手数料		1件	300円
3	法第6条第1項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料		1件	550円
4	法第6条第3項（法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料		1件	550円

別表第10 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料		1件	12,000円

別表第11 その他の手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	自動車運転適性検査	自動車運転適性検査手数料	(1) 簡易ペーパーテスト	1件	260円
			(2) ペーパーテスト	1件	360円
			(3) 機器テスト	1件	310円
			(4) 模擬運転装置テスト	1件	360円
2	認知機能検査員に係る養成講習	認知機能検査員講習手数料	(1) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者	1人	1,200円
			(2) 自動車安全運転センターが行う研修等を受けていない者	1人	1,450円

別表第12（第3条関係）

事務の名称	手数料の名称	指定機関
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定に基づく認定に必要な試験の実施	遊技機試験手数料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項に規定する指定試験機関
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定に基づく検定に必要な試験の実施	遊技機の型式試験手数料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項に規定する指定試験機関
道路交通法第108条の2第1項第2号、第10号又は第14号の規定に基づく講習の実施	講習手数料	道路交通法第108条の4第1項に規定する指定講習機関